

第 12 回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合(爬虫類・両生類)  
議事概要

1. 日時 2026 年 7 月 27 日（月）14：00～16：00
2. 場所 一般財団法人 自然環境研究センター 7 階 会議室
3. 出席者（敬称略）

■委員（五十音順）

石橋 徹 いのかしら公園動物病院 院長  
鈴木 大 東海大学生物学部生物学科 准教授  
戸田 光彦 一般財団法人自然環境研究センター 研究主幹  
三谷 伸也 株式会社鳥羽水族館 取締役 生物多様性保全推進室長

■事務局

- ・農林水産省  
渡部 智寛 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係員
- ・環境省  
中島 治美 自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長  
千葉 康人 自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐  
田口 知宏 自然環境局野生生物課外来生物対策室 係長
- ・環境省業務請負：一般財団法人自然環境研究センター

4. 議事概要

【未判定外来生物の判定について】

（環境省から資料 1、2、参考資料 1、2 について説明）

＜判定する未判定外来生物について＞

- ・（戸田座長）

この度、タイワンオオガシラの輸入の届出が出されたが、事務局としては未判定外来生物のオオガシラ属 *Boiga* の全種を対象として、既に特定外来生物に指定されている 5 種を除く 32 種について判定を検討しているとのこと。本属の情報は少なく、形態や生態に係る既存文献の多くは資料 2 に掲載されていると考えられるため、文献情報以外にも、各委員の経験に基づく情報を含めて意見を伺いたい。仮に特定外来生物に指定されず、国内で一般的に流通するようになった場合の、逸出や定着、被害の可能性、防除の可否などについて検討したい。

＜防除手法について＞

- ・（石橋委員）

資料 2 に記された薬剤を用いたミナミオオガシラの防除はアセトアミノフェンを用い

た手法と思うが、これが現在の有効かつ主な手法となっているのか。

- ・（戸田座長）

アセトアミノフェン剤を挿入したマウス新生児を空中散布して、樹木に引っかけミナミオオガシラに食べさせるという手法である。実験的には個体数を減らすデータが得られているが、グアムの広い面積に適用されて効果が出ているわけではないようだ。

- ・（石橋委員）

アセトアミノフェン剤はネコへの毒性が強く、ミナミオオガシラの防除に使用する薬剤量とネコの致死量も近い。イリオモテヤマネコ、ツシマヤマネコ、ノネコへの影響を考えると、日本での同様の防除は実施不可能である。従って、駆除方法が他にないのであれば、まず侵入・定着を防止するために輸入の段階で止めるべきだろう。

#### <生態系への影響について>

- ・（石橋委員）

2000 年頃に、寄生虫症のマングローブヘビを診療したことがある。見栄えのするヘビであり、飼い主から聞いた話では、流通しておりペットとして比較的人気があるようであった。確認された寄生虫はサナダムシの一種やピンwormと呼ばれるぎょう虫（蟯虫）の一種、様々な線虫の卵、鞭毛虫などであった。鞭毛虫は種特異性がないのか、ハエや水容器を介して各種の爬虫類から爬虫類へ伝播するケースもみられるため、寄生虫には種特異性があるだろうという安心はできない。またクリプトスポリジウムは観察方法が特殊であるため、感染を想定して対応しないと見落とすおそれがある。

- ・（三谷委員）

マンローブヘビはかつて飼育情報雑誌の表紙にもなっていて、90 年代後半から 2000 年頃だったと記憶しているが、ショップで見かけることもあった。色彩が綺麗で大型のヘビという印象だった。また、ボルネオで捕獲したイヌバオオガシラは 2 m 程の、サルを襲い得る大きさで、現地の人も哺乳類を襲うと話していた。比較的素早く攻撃的なヘビなので、日本の野外に逸出した際のリスクを考えると、一般に流通している状況は好ましくないと感じた。

当方ではオオガシラ属の飼育経験はない。他の動物園や水族館等では過去に飼育していたかもしれないが、既に寿命を迎えていると考えられ、日本動物園水族館協会のデータベースにも掲載されていないため、現在飼育している施設はないだろう。

- ・（石橋委員）

昔から西表島でフィールドワークを続けているが、近年、現地で生物の捕獲規制が強まる中で、ペットとして海外の生物を購入するようになってきた。サキシマヒラタクワガタと交雑のおそれがあるパラワンオオヒラタクワガタが一般に飼育されたり、ヨツユビハリネズミがブームになりかけたりするなどの状況を目にして、南西諸島の国立公園が隣接するようなエリアで海外のエキゾチックペットが飼育される可能性が高くなっている印象

を受けた。オオガシラ属のヘビが西表島の山林で逸出したら回収は不可能で、アセトアミノフェンを用いた駆除もイリオモテヤマネコに対して致命的である。

以前、沖縄の故安川先生がヒョウモントカゲモドキから病原体(クリプトスポリジウム)が野外へ漏れ出すことを懸念して排泄物や飼育資材を焼却処分していると話していたが、一般の飼育者に同等の対策を期待するのは難しいだろう。寄生虫の持ち込みによる生態系攪乱の懸念からも、オオガシラ属を持ち込まない方がよいだろう。

- ・(鈴木委員)

有毒なので、野外へ逸出した場合は危険と思う。

#### <定着の可能性について>

- ・(戸田座長)

防除が行われている特定外来生物のヘビ類として、沖縄島に定着したタイワンハブとタイワンスジオが挙げられる。沖縄県が10年以上にわたり、相当の労力をかけて防除を行っており、自身はアドバイザーとして参画している。罟やフェンスを設置しているが今なお分布域は拡大しており、有効な根絶手法は見つかっておらず、ひとたび定着したヘビ類の防除は非常に困難であると実感している。グアムでのミナミオオガシラの件も含め、外来のヘビ類の定着は大きな問題につながる。

タイワンオオガシラについては、比較的北方まで原産地があるため、沖縄だけでなく九州、四国、紀伊半島、房総半島の辺りまではおそらく定着可能と予測されるため、もし定着すると看過できない外来種となるだろう。

- ・(三谷委員)

今年、沖縄の未侵入と思われていた地域でタイワンハブが偶然発見され、現地の人もショックを受けていた。定着してしまったら、拡大防止は難しいと実感している。

- ・(戸田座長)

今後は、温暖化の進行によって南方の外来種が北方で生息可能になってゆくだろう。爬虫類では、温暖化で冬が暖かくなり越冬可能になることと、夏から秋にかけて孵化に必要な積算温度が確保され定着可能域が北に広がる可能性がある。例えばアカミミガメでは、高緯度地域でも個体の生息は可能だが、産卵をしても夏の積算温度が足りず孵化できない。しかし、温暖化により夏が長くなると孵化できるようになる可能性がある。

- ・(鈴木委員)

アカミミガメの例だと、そのような可能性は十分にある。

- ・(戸田座長)

オオガシラ属については、日本への定着のリスクがあり防除は困難という結論になると考えられる。

#### <毒性について>

- (中島室長)

特定外来生物の指定においては、その被害又は被害を及ぼすおそれについての判定理由を整理することとなっている。オオガシラ属は弱毒を持つという情報があるため、生態系に係る被害に加え、人の生命又は身体に係る被害又は及ぼすおそれがあるかの意見を伺いたい。なお、これまでに特定外来生物に指定されている爬虫類のうち、人の生命又は身体に係る被害、又は及ぼすおそれがあると判定されているものはカミツキガメとタイワンハブであり、既に特定外来生物に指定されているオオガシラ属の5種は生態系に係る被害のみ判定されている。

- (石橋委員)

海外事例も含め文献等での重症事例があれば、人の生命又は身体に係る被害を判定に加えてもよいのではないか。例えばボアコンストリクターでは、自ら首に巻いた結果、締められて亡くなった事故を死亡事例として、動物愛護管理法による特定動物からの解除が見送られた。同じく特定動物であるアメリカドクトカゲについても、死亡例は特殊な状況で発生している。稀な例でも重篤化や死亡の事例を理由に特定動物に指定されており、もしこの議論と足並みを揃えるのであれば、オオガシラ属でも数少ない重症化の事例を基に、人の生命又は身体に係る被害を検討してもよいのではないか。

- (三谷委員)

弱毒とされるヘビに何度も咬まれてきた経験があるためそこまで意識していなかったが、重症化したという事例があれば石橋委員の意見に賛同する。

- (戸田座長)

グアムではミナミオオガシラが高密度に分布し、個体も大型化している。そのような状況下で住居内に侵入した個体が乳児の手を呑み込もうとして咬みつки、毒が注入され、幸い亡くならずに済んだものの重症化したようである。一方で、この事例を除くと毒性が大きく問題視されている種ではないと思われる。台湾では、致死的な毒を持つヒャップダやタイワンコブラ、タイワンハブなどに対し、タイワンオオガシラは毒ヘビとしてほとんど問題視されていない印象であった。既に特定外来生物に指定されているミナミオオガシラについて人の生命又は身体に係る被害が該当していないのであれば、より情報の少ない今回検討している32種については、毒性に関連して人の生命又は身体に係る被害を加える必要はないように思われる。

- (三谷委員)

ミナミオオガシラ以外の特定外来生物のオオガシラ属を判定した際には、毒性についての議論はなかったのか。

- (戸田座長)

議事録の確認が必要だが、今回と同様の資料を用いて議論を行い、毒性については特に話題に上がらなかったように記憶している。

＜判定について＞

- ・（戸田座長）

オオガシラ属全種について、生態系に係る被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるとの理由で特定外来生物に指定するべきという判定でよいかの決を採りたい。

- ・（全委員）

異議なし。

- ・（戸田座長）

本グループ会合として、特定外来生物へ指定するべきと判断する。

＜特定外来生物に指定された場合の対応について＞

- ・（戸田座長）

未判定外来生物から特定外来生物に指定された場合の注意事項や普及啓発など、必要な対応についての意見を頂きたい。

- ・（石橋委員）

特徴的なヘビなので、啓発資料には写真や絵があるとよい。海外からの人為的な持ち込みが予想されるので、国内で見かけた際に情報提供してもらえるように、SNS 等で情報共有を図るとよい。

- ・（鈴木委員）

他の特定外来生物ではどのような啓発をしているのか。

- ・（中島室長）

例えばアカミミガメなど一般に飼われている種については広く周知を行った。オオガシラ属は現状では国内にいないとのことで、輸入者への啓発が主になると考える。

【一部の特定外来生物等の分類の見直しについて】

（環境省から資料 3、4 を説明）

- ・（鈴木委員）

分類体系は細分化や統合により変化するものであるため、新しい分類体系に合わせて特定外来生物の掲載内容も変更していくのがよい。爬虫類の見直しについては提案の内容で問題ない。カミツキガメについては、かつての亜種が種に格上げされて 3 種になったので、カミツキガメ属の全種として指定という整理になる。今後さらに種の細分化が行われた場合も、属として指定されているため変更がカバーできる。

- ・（石橋委員）

カミツキガメ属のうち、現在は特定外来生物に指定されていない種は存在しないのか。すなわち、今回カミツキガメ属全種が指定されることにより、規制のない種を飼育している人が影響を受けるという懸念はないか。

- ・（戸田座長）

そのような種は存在しない。特定外来生物とされている1種に含まれていた亜種がそれぞれ種に昇格するだけで、現状の指定対象が実質的に変わるわけではない。同様に、資料4にある今回の見直し内容は、オオガシラ属を除き現状の指定対象が変わるわけではない。スウィンホーキノボリトカゲは属の細分化に伴う属名の変更、ヒキガエル科は属の細分化と学名変更、及び在来種の2亜種が別種とされた変更に伴う修正、コヤスガエル科についてはユビナガガエル科の細分化に伴う科名の変更、ウシガエルも属の細分化に伴う属名の変更である。

新しい分類体系に沿った特定外来生物等の見直しは必要である。たとえば、ワシントン条約の附属書掲載種と国際希少野生動植物種にも同様の状況が存在するが、概ね2年に一度の国際会議で更新されている。今後、特定外来生物等でも進める必要がある。

- ・（三谷委員）

分類の見直しは今回が初めてとなるのか。

- ・（中島室長）

政令改正のタイミングに合わせて見直しを行っているところであり、魚類など他の分類群では行ってきたが、爬虫類では初めてになる。

- ・（戸田座長）

分類の見直しではないが、たてがみとかげ科をイグアナ科にするなど和名の変更は既に行っている。

- ・（三谷委員）

今後も定期的に見直すのではなく、その都度機会を見て実施する方針か。

- ・（中島室長）

その方針である。生態系被害防止外来種リストの改定により議論の可能性があるほか、温暖化の進行による定着可能性の再検討など、必要なタイミングで議論したい。

- ・（三谷委員）

過去にワシントン条約の附属書掲載種関係でトラブルがあった。インドハコスッポンはすべて附属書掲載種に該当するという認識であったが、ビルマハコスッポンは未掲載であったことが原因であった。分類体系の違いによって対象種の見落としや抜け穴が生じるおそれもあるため、可能な限り最新の知見に合わせるとよい。

- ・（鈴木委員）

最新の分類が正しいとも限らないことには注意したい。基準になるデータベースの日付を明記して根拠とするなどの対応が考えられる。

- ・（中島室長）

国民への分かりやすさや分類体系の安定性とバランスをとりつつ、できるだけ新しい情報に合わせていきたい。

- ・（戸田座長）

近年は生物種のデータベースが整備され、情報アクセスのハードルも下がりつつある。

- ・（戸田座長）  
資料3の考え方にに基づき、資料4のように名称を修正して問題ないか。
- ・（全委員）  
異議なし。
- ・（戸田座長）資料4のように修正したい。

## 【その他】

（環境省から参考資料4-1、4-2を説明）

- ・（千葉室長補佐）  
現在、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの改定を進めており、今後の特定外来生物の選定などの観点から改定案への意見を伺いたい。
- ・（鈴木委員）  
クサガメについては、外来性の結論がつかない限りこのカテゴリから動かすことはないのか。他の分類群で同じような扱いの種はあるか。「在来である可能性を否定できない」と言い始めると、多数の種に当てはまるためキリがないのではないのか。
- ・（戸田座長）  
「国外由来の外来種との指摘がなされているが、国内に自然分布域を持つ可能性を現時点では否定できない種」については、在来集団と外来集団の由来を分けて考える必要がある。特定外来生物は海外由来の外来種が対象のため、今回のクサガメのカテゴリでは特定外来生物への指定はできない。研究が進行中で判然としない状況だが、クサガメの侵略性について伺いたい。
- ・（鈴木委員）  
ニホンイシガメとの交雑の影響がある。交雑個体由来の戻し交雑も起こっており、遺伝的攪乱の影響が強く懸念されるほか、ヤエヤマイシガメなどの他の在来カメ類への影響も懸念されるなど、早期の対策が必要である。
- ・（三谷委員）  
ニホンスッポン *Pelodiscus japonicus* とチュウゴクスッポン *P. sinensis* は外見で明確に区別可能なのか。
- ・（鈴木委員）  
一見して区別するのは難しく、交雑も起きている。養殖個体の逸出もあり由来が不明になってしまっている。ニホンスッポンの分布域にチュウゴクスッポンが侵入しているのは間違いない。外見からの明確な判断は難しくDNA分析が確実な方法だが、コスト面では現実的ではない。
- ・（戸田座長）  
両生類について、台湾では外来種ホンコンシロアゴガエルが分布拡大しており、在来のシロアゴガエル属への侵略性が問題になっている。ホンコンシロアゴガエルは沖縄島への

混入事例もある。日本では特定外来生物のシロアゴガエルが既に定着しているが、ホンコンシロアゴガエルの方がより高緯度まで分布するため、日本での定着可能性や侵略性については注目すべき。

以上